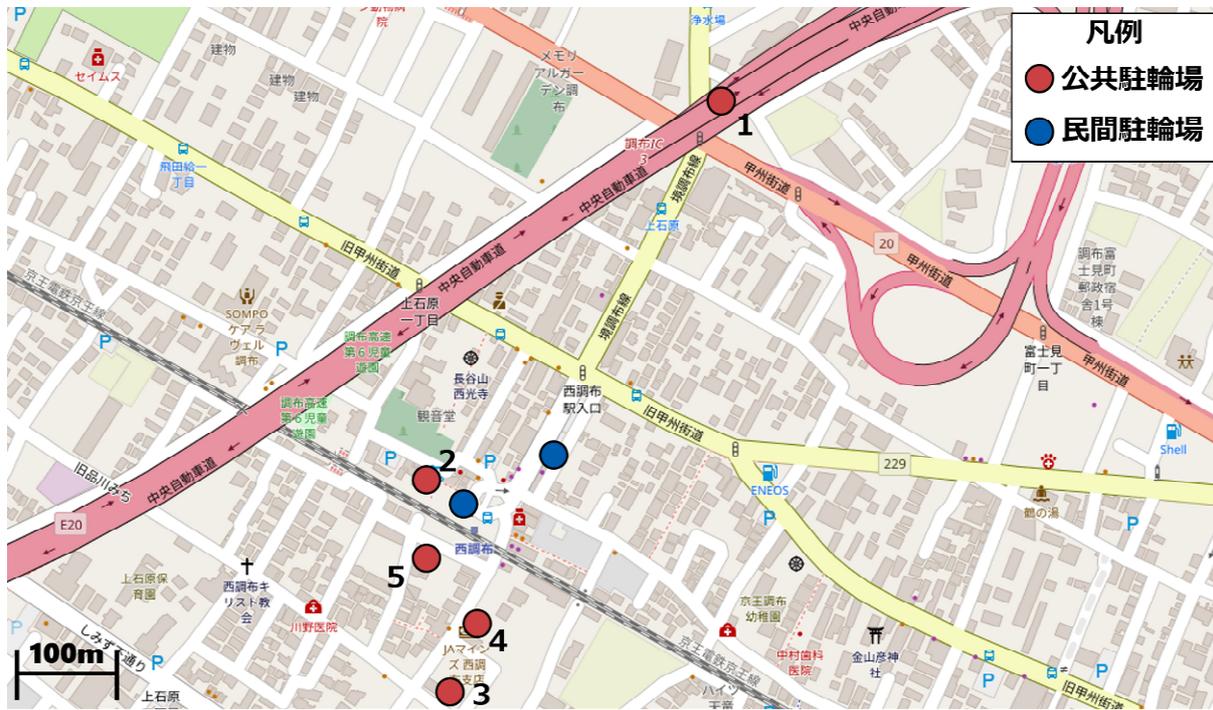


- ◆令和2年度以降の自転車等駐車施設の動き
 - ・無料の自転車等駐車場の有料化に向けた検討

◆西調布駅周辺の自転車等駐車施設



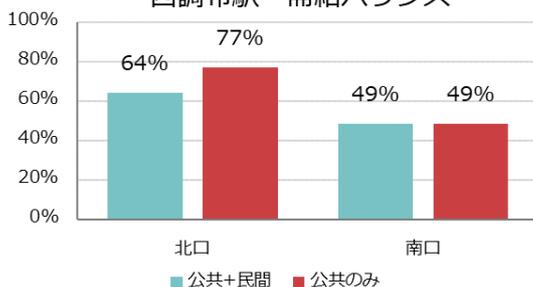
施設名	自転車収容台数	バイク収容台数	総収容台数	料金
1-西調布駅北自転車等駐車場	450	0	450	無料
2-調布市立西調布北第1自転車駐車場	100	0	100	有料
3-調布市立西調布南第1自転車等駐車場	1,018	50	1,068	有料
4-調布市立西調布南第2自転車駐車場	218	0	218	有料
5-調布市立西調布南第3自転車等駐車場	292	8	300	有料
合計	2,078	58	2,136	-

◆西調布駅の需給バランス

西調布駅	北口			南口			北口・南口合計		
	駐車需要量 (台)(a)	収容台数 (台)(b)	ピーク時稼働状況 (a)/(b)	駐車需要量 (台)(a)	収容台数 (台)(b)	ピーク時稼働状況 (a)/(b)	駐車需要量 (台)(a)	収容台数 (台)(b)	ピーク時稼働状況 (a)/(b)
総計	423	658	64.2%	771	1,586	48.6%	1,193	2,244	53.2%
公共自転車等駐車場	288	550	52.4%	736	1,586	46.4%	1,024	2,136	47.9%
民間	100	108	92.6%	—	—	—	100	108	92.6%
一般	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建物附帯	—	—	—	—	—	—	—	—	—
放置自転車	35	—	—	35	—	—	69	—	—

※需要量はH31年1月実施調査、収容台数は令和2年7月現在

西調布駅・需給バランス



※需要量のうち放置自転車については北・南それぞれ等配分している

◆備考

- ・ 閑静な住宅地となっている。
- ・ 5つある公共自転車等駐車場のうち1つは無料となっている。
- ・ 西調布南第3自転車等駐車場は都市計画道路3・4・31号線上に立地している。

■■ 施策取り組みの方向性 ■■

- 現在の整備水準を維持しつつ、利便性の向上に努める。
- 借地による公共自転車等駐車場について、長期的に自転車等駐車場として利用できるよう土地の公有化を進める。
- 無料の自転車等駐車場が1箇所あり、有料化に向けた検討を行う。
- 大型自転車の増加への対応を行う。
- 施設の老朽化の対応などの検討を行う。
- 原動機付自転車・オートバイ（125cc以下）については、自転車の駐輪状況をみながら、運用の中で駐車スペースの調整を図っていく。

重点的に進める施策

計画1 長期賃貸借契約の締結

計画2 定期借地権の活用

計画3 既存施設の土地の公有化

施設の永続性確保

計画8 補助制度の拡大

計画9 補助対象施設の制限緩和

民間事業者に対する補助制度を見直し、条例及び条例施行規則で補助対象施設としている施設の制限を緩和

計画14 市内全施設の有料化

原則的に市内全ての施設を有料化

計画17 満空情報システムの導入検討

満空情報システムの導入を検討。自転車等駐車施設表示看板に放置禁止区域も掲載

計画21 施設利用に関する情報提供

パンフレットの配布，市報・webサイト上での施設利用案内等

計画24 自転車の利用に関するパンフレットの作成・配布

自転車等駐車場の利用に関する疑問等への対応や，駐車マナーの向上を図るため，パンフレットや看板，市報，ホームページなどを活用して広報

計画25 サイクルステーションの拡大（シェアサイクル）

放置自転車の削減及び駐車場の有効活用を目的として，利用促進に努める

計画26 市民を対象とした利用促進等（シェアサイクル）

市内移動の利便性向上と，来街者の回遊性向上を図るために利用促進を図る

08

駅名：飛田給	その他地域
--------	-------

《平成 20 年計画策定当時》

	供給[台]	需要[台]		将来不足予想量 [台]
	H19. 8	H19. 8	H37 年度	
北口	1,300	700	650	(余剰) 650
南口	55	100	110	60

《改定計画》

◆飛田給駅の乗降客数^{※1}増加見込みによる補正(H31→R7)

H31. 1 駐輪需要	補正	令和 7 年度の駐輪需要
533 台	× 1.04	600 台

[供給台数] ^{※2}	平成 20 年 計画策定時	令和 2 年 7 月時点	令和 7 年度 (計画終了)
公共自転車等駐車場	1,355	1,355	1,350
民間自転車 等駐車場	—	—	—
一般	—	—	—
建物附帯	—	120	—

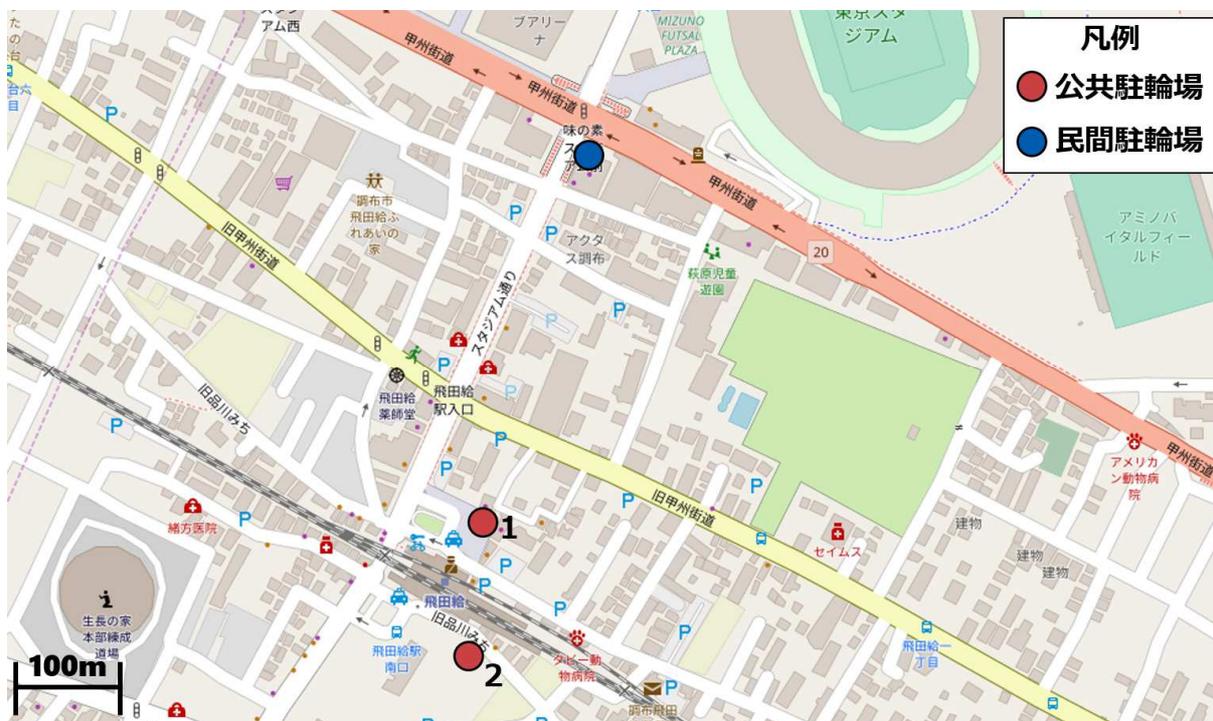
※1 駅周辺の開発や人口の増加に伴い、飛田給駅は乗降者数が増加していることから補正を行った。(H25 から H27 までの伸び率と H26 から H27 までの伸び率を比較し、高い方の値を採用。乗降客数の出典：都市交通年報)

※2 改定計画では供給台数に民間の自転車等駐車場を含めている。これは、公共自転車等駐車場の有料化による民間事業者の参入の促進(施設整備に対する補助)を図っていることと、商業施設建設時に附置義務によって整備された自転車等駐車場は長期的にサービスを提供すると思われるためである。

令和 7 年度の飛田給駅周辺における公共の自転車等駐車施設整備台数を現状の水準を維持し、1,350 台とする。

◆令和2年度以降の自転車等駐車施設の動き
現状の整備台数を維持。

◆飛田給駅周辺の自転車等駐車施設

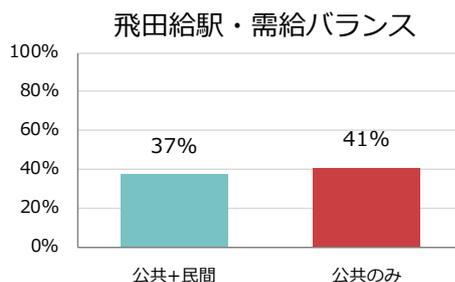


施設名	自転車収容台数	バイク収容台数	総収容台数	料金
1-調布市立飛田給北自転車駐車場	1,300	0	1,300	有料
2-調布市立飛田給南自転車等駐車場	0	55	55	有料
合計	1,300	55	1,355	-

◆飛田給駅の需給バランス

飛田給駅	駐車需要量 (台)(a)	収容台数 (台)(b)	ピーク時 稼働状況 (a)/(b)
総計	553	1,475	37.5%
公共自転車等駐車場	513	1,355	37.9%
民間			
一般	—	—	—
建物附帯	0	120	0.0%
放置自転車	40	—	—

※需要量はH31年1月実施調査、
収容台数は令和2年7月現在



◆備考

- ・ 東京スタジアムの最寄り駅となっている。
- ・ 市境に近い駅であり、市外からの乗り入れも多いと考えられる。

■■ 施策取り組みの方向性 ■■

- 飛田給駅では現在の整備水準を維持しつつ、利便性の向上に努める。
- 買い物利用による駐輪需要（ちょこっと駐輪）に対応するため、路上駐輪場について検討を進める。
- 市境に近い駅であり、市外からの乗り入れも多いと考えられることから、隣接市からの利用状況を踏まえて、今後も需要と供給のバランスを確認することが必要である。
- 大型自転車の増加への対応を行う。
- 施設の老朽化の対応などの検討を行う。
- 原動機付自転車・オートバイ（125cc 以下）については、自転車の駐輪状況をみながら、運用の中で駐車スペースの調整を図っていく。

重点的に進める施策

計画 8 補助制度の拡大

計画 9 補助対象施設の制限緩和

民間事業者に対する補助制度を見直し、条例及び条例施行規則で補助対象施設としている施設の制限を緩和

計画 11 附置義務対象施設の拡大

附置義務の対象となる施設を拡大するため、自転車等駐車施設の設置基準を見直し条例等を改正

計画 13 道路上等への有料自転車等駐車施設設置の検討

交通管理者協議を行い、道路上への駐車施設設置について検討

計画 17 満空情報システムの導入検討

満空情報システムの導入を検討。自転車等駐車施設表示看板に放置禁止区域も掲載

計画 21 施設利用に関する情報提供

パンフレットの配布、市報・web サイト上での施設利用案内等

計画 24 自転車の利用に関するパンフレットの作成・配布

自転車等駐車場の利用に関する疑問等への対応や、駐車マナーの向上を図るため、パンフレットや看板、市報、ホームページなどを活用して広報

計画 25 サイクルステーションの拡大（シェアサイクル）

放置自転車の削減及び駐車場の有効活用を目的として、利用促進に努める

計画 26 市民を対象とした利用促進等（シェアサイクル）

市内移動の利便性向上と、来街者の回遊性向上を図るために利用促進を図る

駅名：京王多摩川

重点地域

《平成 20 年計画策定当時》

	供給[台]	需要[台]		将来不足予想量 [台]
	H19. 8	H19. 8	H37 年度	
東側	140	600	590	450
西側	615	100	120	(余剰)490

《改定計画》

◆京王多摩川駅の乗降客数^{※1}増加見込みによる補正(H31→R7)

H31. 1 駐輪需要	補正	令和 7 年度の駐輪需要
449 台	× 1. 16	500 台

[供給台数] ^{※2}	平成 20 年 計画策定時	令和 2 年 7 月時点	令和 7 年度 (計画終了)
公共自転車等駐車場	755	479	500
民間自転車 等駐車場	—	—	—
一般	—	—	—
建物付帯	—	—	—

※1 駅周辺の開発や人口の増加に伴い、京王多摩川駅は乗降者数が増加していることから補正を行った。(H25 から H27 までの伸び率と H26 から H27 までの伸び率を比較し、高い方の値を採用。乗降客数の出典：都市交通年報)

※2 改定計画では供給台数に民間の自転車等駐車場を含めている。これは、公共自転車等駐車場の有料化による民間事業者の参入の促進(施設整備に対する補助)を図っていることと、商業施設建設時に附置義務によって整備された自転車等駐車場は長期的にサービスを提供すると思われるためである。

令和 7 年度の京王多摩川駅周辺における公共の自転車等駐車施設整備台数を現状の水準を維持し、500 台とする。

◆令和2年度以降の自転車等駐車施設の動き
現状の整備台数を維持。

◆京王多摩川駅周辺の自転車等駐車施設

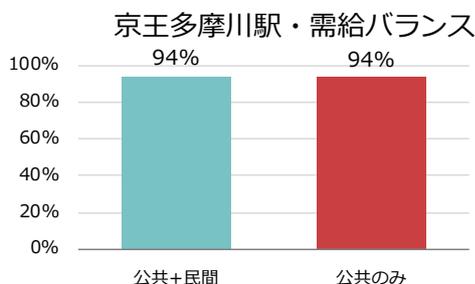


施設名	自転車収容台数	バイク収容台数	総収容台数	料金
1-調布市立京王多摩川自転車等駐車場	453	10	463	有料
2-調布市立京王多摩川東オートバイ駐車場	0	16	16	有料
合計	453	26	479	-

◆京王多摩川駅の需給バランス

京王多摩川駅	駐車需要量 (台)(a)	収容台数 (台)(b)	ピーク時 稼働状況 (a)/(b)
総計	449	479	93.7%
公共自転車等駐車場	382	479	79.7%
民間			
一般	-	-	-
建物附帯	-	-	-
放置自転車	67	-	-

※需要量はH31年1月実施調査、
収容台数は令和2年7月現在



◆備考

- ・ 京王多摩川駅では、改めて予測した令和7年における予測需要量が令和元年現在の供給台数を上回る結果となった。
- ・ 京王フローラルガーデンアンジェや京王閣競輪場が立地している。
- ・ 京王多摩川駅周辺には、2つの公共自転車等駐車施設が整備されており、民間の自転車等駐車施設が立地していない。
- ・ 2つの公共自転車等駐車施設のうち、1つはバイク専用となっている。

■■ 施策取り組みの方向性 ■■

- 自動車駐車場やその他施設のデッドスペースを開放することにより、小規模でも自転車が停められるよう土地の有効活用などをはかるなどの施策の展開を検討する。
- 民間事業者に対する補助制度を引き続き実施しながら、民間自転車等駐車場の誘導を行う。
- 京王多摩川駅周辺には民間の開発事業計画があり、将来の需要予測が大きく変化することも考えられるため、今後まちづくりの動向を注視しながら判断する。
- 大型自転車の増加への対応を行う。
- 施設の老朽化の対応などの検討を行う。
- 原動機付自転車・オートバイ（125cc以下）については、自転車の駐輪状況をみながら、運用の中で駐車スペースの調整を図っていく。

重点的に進める施策

計画 8 補助制度の拡大

計画 9 補助対象施設の制限緩和

民間事業者に対する補助制度を見直し、条例及び条例施行規則で補助対象施設としている施設の制限を緩和

計画 11 附置義務対象施設の拡大

附置義務の対象となる施設を拡大するため、自転車等駐車施設の設置基準を見直し条例等を改正

計画 13 道路上等への有料自転車等駐車施設設置の検討

交通管理者協議を行い、道路上への駐車施設設置について検討

計画 17 満空情報システムの導入検討

満空情報システムの導入を検討。自転車等駐車施設表示看板に放置禁止区域も掲載

計画 21 施設利用に関する情報提供

パンフレットの配布、市報・webサイト上での施設利用案内等

計画 24 自転車の利用に関するパンフレットの作成・配布

自転車等駐車場の利用に関する疑問等への対応や、駐車マナーの向上を図るため、パンフレットや看板、市報、ホームページなどを活用して広報

計画 25 サイクルステーションの拡大（シェアサイクル）

放置自転車の削減及び駐車場の有効活用を目的として、利用促進に努める

計画 26 市民を対象とした利用促進等（シェアサイクル）

市内移動の利便性向上と、来街者の回遊性向上を図るために利用促進を図る

IV 計画の実現化に向けて

(1)事業化プランの策定

本計画は、調布市におけるこれからの総合的な自転車対策の在り方、実施すべき対策の基本的な方針を示した「調布市自転車等対策総合計画」を踏まえて、各対策を具体化するとともに、実現に向けた重点的な取り組み及び施策の絞り込みなどを行ったものです。

各施策の実現に向けては、相互に関連する施策のあることを十分に踏まえるとともに、利用者の利便性を損ねることのないよう留意し、施策の実施地域、実施主体、費用負担、実施スケジュールなどを定めた、より詳細な事業計画を検討・策定する必要があります。調布市では、実効性のある事業計画の策定に向けて、速やかに関係者と協議・調整を行い、また、策定された事業計画は、関係者及び市民に速やかに公表します。

(2)駅周辺の開発事業に伴う自転車等駐車施設設置への取組み

京王線の地下化に伴い、様々な開発事業が進められ、自転車等駐車場の整備も進んできました。地下化に伴う開発事業以外にも、調布駅だけに限らず、市内の鉄道駅で、開発事業計画等の検討が進んでいる（もしくは今後進んでいく）ことから、それらに合わせて、駐輪に関する取組を進めていきます。

(3)自転車活用推進計画の策定

環境、交通、健康増進等が重要な課題となっている我が国においては、自転車の活用の推進に関する施策の充実が一層重要となってきた中で、平成29年5月1日に自転車活用推進法が施行され、自転車の活用について、政府として総合的・計画的に推進していくことになり、調布市においても、同様の対応が必要となってきました。

本計画は、駐輪自転車等の問題課題に対応するための対策を示した計画であり、自転車活用の総合的な計画には至っていません。そのため、今後は、自転車ネットワーク計画もあわせて、本市における総合的な自転車政策に関する計画の策定を検討していく必要があります。

(4)調布市による計画推進の先導と関係者の緊密な連携・協議、協働

本計画に盛り込まれた施策は、行政、鉄道事業者・大規模施設設置者等、民間駐車場事業者及び市民が、それぞれの立場で役割を積極的に果たしていくとともに、関係者が緊密に連携し、協議・調整を図りながら、協働して実現していくことが求められます。調布市は、本計画の実現に向けて、積極的に取り組むとともに、先導的な役割を果たしていきます。

また、「調布市自転車等駐車対策協議会」のもと、調布市は、各施策の実施状況、実施による効果や影響などを定期的に検証し、計画の進捗管理を行うとともに、必要に応じて施策の改善・見直しを行いながら、これらの内容については、関係者及び市民に広く公表します。

登録番号
(刊行物番号)

2020-●●●

調布市自転車等対策実施計画改定版(案)

発行日 令和2年●月

発行 調布市

編集 都市整備部 交通対策課

〒182-8511 調布市小島町2-35-1

TEL 042-481-7420

FAX 042-481-6800
